

舗装施工管理技術者 登録更新の手引き(令和8年度版)

舗装施工管理技術者の資格者証の有効期限が2027(令和9)年3月31日の方は、下記「登録更新の流れ」に沿って申請手続きを行って下さい。(2級更新の方で1級に合格したため更新不要の場合は、届いた封書のラベル面をコピーしていただき「更新不要」と明記のうえ検定企画課までFAXをお願いいたします。)

1. 登録更新の流れ

登録更新申請書の作成

- 当協会ホームページ(<https://www.dohkenkyo.or.jp/>)上に設置の「舗装技術者資格 書類作成システム」を利用し、登録更新申請書を作成・印刷して下さい。

(令和8年4月1日現在の登録情報が表示されます)

システム稼働期間 **令和8年5月7日(木)12:00頃～令和9年3月3日(水)17:00まで**
(システムに入力しただけでは申請とはなりません。必ずPDFを印刷して郵送して下さい。)

- 郵便局窓口で登録更新手数料(講習同時申込みの方は技術講習手数料も同時に)を払込(出力した記入例を参考に、郵便局備え付けの「払込取扱票」をご使用下さい。)

書類の提出および資格者証の発送

- 印刷した登録更新申請書に写真を貼付、押印のうえ、振替払込請求書兼受領証のコピーを払込受付証明欄に貼付し、技術講習参加申込書、必要となる添付書類と共に同封の申請用封筒に入れて、道建協 検定企画課宛に**簡易書留にて郵送**

| 受付期間 | 資格者証発送 |
|-------------------------------|------------|
| ①令和8年5月7日(木)～10月30日(金)(必着) | 令和9年3月下旬発送 |
| ②令和8年11月2日(月)～令和9年3月5日(金)(必着) | 令和9年5月下旬発送 |

※技術講習受講希望の方は、必ず下記の受付期間内に登録更新申請書と併せて提出して下さい。
(更新の方は技術講習は任意となります。希望されない方は更新のみのお手続きをお願いいたします。)

受付期間(受講希望者) 令和8年5月7日(木)～7月31日(金)(必着)

(注)写真は資格者証に転写しますので、証明写真用のものをご用意下さい。

- ・スナップ写真、顔が小さい、不鮮明、普通紙印刷したもの等、本人確認が難しい写真は受付不可です。
- ・お手元の資格者証と同じ写真は受付不可です。

注意事項

上記期間(①、②)に登録更新申請を行わない場合、令和9年4月1日以降登録は失効となり、再登録の手続きが必要となります。(再登録には技術講習の受講が必要となります。)

書類受付最終締切 令和9年3月5日(金)(必着)

2. 登録更新について

(1) 登録更新の手続き

資格者証の有効期限が**2027(令和9)年3月31日**である舗装施工管理技術者は、**令和8年5月7日(木)から令和8年10月30日(金)(必着)**までに登録更新の申請を行って下さい。

この方には、**令和9年3月下旬**に新しい資格者証を交付します。

- 対象者には「登録更新案内」を登録住所宛に**令和8年5月7日(木)に一斉発送**します。
- **翌週の5月12日(火)を過ぎても届かない場合は、道建協ホームページ(以下、HP)の「書類請求・資格者証再送フォーム」から請求して下さい。**
- **住所変更手続きをされていない方には「登録更新案内」は届きませんのでご注意ください。**

(2) 技術講習の申込み

登録更新とともに技術講習の受講を希望される方は、登録更新申請と同時に技術講習参加申込を令和8年5月7日(木)から令和8年7月31日(金)(必着)までに行ってください。

なお、舗装施工管理技術者資格の登録更新申請において、令和8年度(資格有効期限2027年3月31日)は技術講習の受講を任意とし、令和9年度以降の更新対象者(資格有効期限2028年3月31日以降)は技術講習の受講が必須^{注)}となります。

注)舗装施工管理技術者における技術講習の必須化について(令和9年度より)

近年、国土交通省をはじめとする各行政機関においてICT施工の導入が進められ、また、令和7年4月に道路法が改正されました。さらに、現在、「舗装の構造に関する技術基準」の改定準備も進められています。

これらのように、今後、舗装の施工管理などに関係する技術者は、これまでにない新しい技術情報やその対応が求められるようになります。

このような背景を踏まえ、令和9年度より、舗装施工管理技術者の方は、5年毎の資格登録更新の手続きに合わせて、技術講習を必須で受講していただくことになりました。

舗装施工管理技術者の技術講習は、令和8年度以降、eラーニング形式で実施します。

このは、Webカメラ付きのPCで受講していただきます。

なお、会場での技術講習については、経過措置および救済措置の目的で、全資格保有者が登録更新を迎える5年間の令和12年度までとし、令和13年度以降は廃止とします。

※会場講習を受講するには、技術講習手数料以外に、別途、「会場施設利用料+テキスト代」として5,500円(税込)が必要となります。

また、上記期間に登録更新申請をしなかった場合でも、**令和9年3月5日(金)(必着)**までには必ず申請を行ってください。(ただしこの場合、新しい資格者証の交付は**5月下旬**となります)。期日までに手続きをしない場合は**失効**となり、登録更新ではなく、**再登録の手続き**が必要となります。

(3) 登録更新手数料・技術講習手数料

1) 更新のみの方

登録更新手数料 8,500円(うち消費税10%:773円)

2) eラーニングで受講される方

登録更新手数料 8,500円

技術講習手数料 10,500円

合計 19,000円(うち消費税10%:1,727円)

3) 会場で受講される方

登録更新手数料 8,500円

技術講習手数料 16,000円

合計 24,500円(うち消費税10%:2,227円)

■ 適格請求書発行事業者登録番号

登録番号:T1010005018580

名称:一般社団法人日本道路建設業協会

4) 技術講習を欠席した場合、その理由の如何を問わず技術講習手数料の返金はできません。

(4) 登録更新申請に必要な書類

1) 登録更新申請書(様式第2号)

HP上に設置する「舗装技術者資格 書類作成システム」を用い、「登録更新申請書」を作成して下さい。

(令和8年度の「登録更新」メニューは、令和8年5月7日(木)12:00頃から稼働します。

なお令和9年3月3日(水)17:00で終了しますのでご注意ください。)

2) 振替払込受付証明書

①更新のみの方

出力した記入例を参考に、登録更新手数料を必ず個人別に、郵便局備え付けの「払込取扱票」を使用し払い込み、郵便局の証明印が押された「振替払込請求書兼受領証のコピー」を「振替払込受付証明書」貼付欄に、はがれないように全面のりづけして下さい。

②更新+講習申込みの方

出力した記入例を参考に、登録更新手数料、技術講習手数料を合算した金額を必ず個人別に、郵便局備え付けの「払込取扱票」を使用し払い込み、郵便局の証明印が押された「振替払込請求書兼受領証のコピー」を「振替払込受付証明書」貼付欄に、はがれないように全面のりづけして下さい。

※ 指定の貼付欄に「振替払込請求書兼受領証」貼付したものがインボイス対応の領収書となります。

3)写真 1枚(縦4.5cm×横3.5cm 肩から上 正面 無帽 無背景の証明写真)

指定の貼付欄に、はがれないよう全面のりづけ(写真の裏面への記入やセロハンテープ止めは不可)して下さい。写真提出にあたり、以下の注意事項を厳守して下さい。(資格者証への取込み不可の場合は再提出となります)

① 6ヶ月以内に申請者本人のみを撮影したもの。

(前回登録時(5年前)の写真で、お手元の資格者証と同じ写真は、絶対に使用しないで下さい。)

② カラー光沢(絹目は不可)で鮮明なもの。

③ 眼鏡のレンズに光が反射していないもの。

④ サングラス(偏光レンズ含む)、マスク、タオルなどを着用していないもの。

⑤ 変色、傷、汚れのないもの(のりの付着、裏面記載による凸凹等)。

⑥ スナップ写真は不可。

⑦ 証明用写真であっても不鮮明なものは不可。

⑧ 頭頂およびあごが切れていないもの。

4)申請内容が変わった場合の添付書類

| 変更事項 | 添付書類(各1通、コピー不可・6ヶ月以内発行のもの) |
|------|----------------------------|
| 氏名 | 戸籍抄本 |
| 本籍地 | 戸籍抄本または本籍地記載の住民票 |
| 住所 | 住民票(法改正により外国籍の方も住民票が必要) |
| 勤務先 | 不要 |

※転居ではなく、市町村合併により住所が変わる場合は、住民票(コピー可)または新旧住所が確認できる市町村発行の証明書(市制施行証明書等)を添付して下さい。

(4)登録更新申請書の作成にあたっての注意

① 申請者氏名欄には、必ず押印して下さい。

② 勤務先本社欄には、必ず入力して下さい。

③ 表示された登録内容を抹消する場合は、該当項目に「ナシ」と入力して下さい。

④ 表示された内容(氏名、勤務先名等)を訂正する場合は、該当項目に上書き入力して下さい。

⑤ 日本国籍でない場合は、本籍地記入欄に「国名」を入力して下さい。

⑥ 住所は、ビル名・マンション名等(勤務先所在地でも必要な時は)省略せずに入力して下さい。

⑦ 出力後に記載内容の間違いが見つかった場合は、再度システムを用い、書類の再作成・出力を行って下さい。(書類に出力番号が表示されますので、すべての書類の出力番号が最新であることをご確認下さい。)

なお、氏名および所属の漢字が外字・俗字等の場合、パソコン対応漢字(JIS第1水準、第2水準まで)にて記載致しますので、ご了承下さい。

(5)登録更新申請書等の提出

指定の申請用封筒により、**個人別に必ず簡易書留**で道建協 検定企画課宛に郵送して下さい。

※「登録更新申請書」提出後に登録事項に変更が生じた場合は、道建協HIP上のシステムを用い、「登録事項変更届」を作成・印刷し、必要書類を添付して、道建協検定企画課宛に郵送して下さい。

注意:システムに入力しただけでは、申請したことにはなりません。必ずPDFファイルを印刷のうえ、書類を簡易書留にて提出して下さい。

(6) 登録の抹消

次のいずれかの事項に該当する場合は、登録が抹消されます。また、合格も取り消されます。

- 1) 不正な方法によって資格試験を受験したことが明らかになった場合。
- 2) 登録申請書等の記載事項に虚偽が判明した場合。
- 3) 舗装施工管理技術者資格試験制度の信用を傷つける不名誉な行為があった場合。

【登録更新申請書の提出および問合せ先】

一般社団法人 日本道路建設業協会 検定企画課

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-12-7-8階

TEL:03-6280-5038 FAX:03-6280-5040

URL:<https://www.dohkenkyo.or.jp/>

一般社団法人 日本道路建設業協会の個人情報保護 基本方針

一般社団法人 日本道路建設業協会(以下「協会」という。)は、個人情報の適正な取扱いの確保に努めるため、国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン(平成16年12月2日国土交通省告示第1500号)の趣旨に基づき本指針等を作成し、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。

1. 個人情報の利用目的

協会が収集する個人情報の利用目的は次のとおりです。

ここに定めない目的で収集する場合は、その際に、利用目的を明示します。

- (1) 道路技術及び道路用資材に関する調査研究のため
- (2) 道路に関する試験・研修実施のため
- (3) 道路に関する技術の指導、受託のため
- (4) 道路建設行政及び道路技術に関する情報の収集整理及び提供のため
- (5) 舗装診断士、舗装施工管理技術者資格試験等実施のため
- (6) 各種契約管理のため
- (7) 役職員等の人事管理、連絡及び施設、機器の管理のため

2. 個人情報の公開

協会では、個人情報は業務上必要がある場合にのみ利用し、外部に提供することはありません。ただし、法令により開示の要請がある場合に限り、個人情報を提供する場合があります。

3. 個人情報の提供

協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証の情報(資格区分、登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等)及び舗装診断士資格者証の情報(登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等)は、公共工事の発注者(国、地方自治体、特殊法人等公的機関)において、建設業者の資格審査や業務実施体制の確認等を目的として利用されます。

上記以外の個人情報は、本人の同意を得て名簿を発行する場合を除き、第三者に提供することはいたしません。

4. 個人情報の管理

協会は個人情報保護管理責任者を置き、協会全体の個人情報の管理を適切な安全管理措置を講じて、個人情報の漏洩、紛失、毀損または個人情報への不正アクセス等の防止に努めます。

また、利用目的遂行のために個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、個人情報の取扱いに関する委託先の適正な管理・監督を行います。

5. 個人情報の開示、訂正、削除

登録されている個人情報について、本人から開示、訂正、削除の請求があった場合は、速やかに対応します。また、保有する必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄します。

個人情報保護担当窓口

一般社団法人 日本道路建設業協会 総務部

TEL : 03-3537-3056

E-mail : jrca@dohkenkyo.or.jp/

(E-mail は不定期に変更する可能性があります。お気をつけ下さい。)